

12月4日～10日は人権週間 世界人権宣言66周年 みんなで築こう 人権の世紀

12月4日～10日の人権週間に合わせて開催する人権啓発行事や、人権・身の上相談、中学生の人権作文等を紹介します。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・☎(3209)9947へ。

人権に関する相談を お受けしています

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間の方で、新宿区には現在12名の委員が活動しています。人権・身の上相談をはじめ、子どもの人権啓発等、さまざまな活動を行っています。

人権・身の上相談

不当な差別、職場や学校でのいじめなど、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。秘密は厳守されます。当日直接、会場へおいでください。

【日時】第1・第3金曜日(12月は5日・19日。1月は16日/第1週は休み)、午後1時～4時(受け付けは午後3時30分まで)

【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室

人権擁護委員

●区の人権擁護委員

飯島泰文 井上美那子 加藤茂行
金井重彦 木澤克之 甲野恵美
佐野榮三郎 中村雅 中村廣子
野尻信江 吉村誠 若林康子
(敬称略・50音順)

★若林委員が法務大臣から表彰されました

永年、人権擁護委員の職にあり、職務上の功績が顕著であるとして、10月20日、表彰されました。

若林委員は14年以上に渡り、人権相談や人権啓発活動を通じて、人権思想の普及に努められています。

【問合せ】総務課総務係へ。

平成26年度全国中学生人権作文 コンテスト東京都大会

●参加校代表作品

▶「いじめをなくすために」岡田凌真さん(牛込第一中2年)、▶「-声-」山本美侑さん(牛込第二中2年)、▶「いじめをなくす授業 六つの言いたいこと」三浦萌さん(牛込第三中3年)、▶「人権の難しさ」オールセン翔遠さん(落合中1年)、▶「差別はいじめ、いじめは差別」村松勇豊さん(落合第二中3年)、▶「現在のパワーハラスメント」大出結喜さん(四谷中3年)、▶「私にできること」横田琴美さん(新宿西戸山中3年)、▶「人種差別について考える」朴政鎬さん(東京韓国学校中等部1年)

中学生の人権作文

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会の主催で実施しています。

区内の応募作品(8校・668編)の中から、区代表3作品と参加校代表8作品が選ばれました。区代表3作品は、東京都大会(301校・4万4,222編応募)で作文委員会賞を受賞しています。

下記では、落合中の青葉萌奈美さんの作品を紹介しています。

●区代表作品(作文委員会賞)

▶「罪を憎んで人を憎まず」青葉萌奈美さん(落合中1年)、▶「友達がいてくれることの大きさ」飯島滯さん(落合第二中3年)、▶「小さな第一歩」古本創大さん(新宿西戸山中2年)

中学生の人権作文

罪を憎んで人を憎まず

青葉 萌奈美さん(落合中1年)

私の祖父は十年以上保護司をしています。今まで保護司とは、どのような活動をしているのか、あまり良く知りませんでした。調べてみると、犯罪を犯した未成年者が社会で立ち直れるよう、ボランティアで手助けをするという仕事内容でした。そこで祖父に、保護司の立場から見た少年犯罪について色々質問してみました。

その中で、最近起こった、高校生が同級生を「人間を殺してみたかった」という理由で殺害した痛ましい事件の話が出ました。私は、この事件を知った当初から疑問に思っていたことを聞いてみました。

「非行少年が出てしまうのは、育った環境のせいなのか、それとも生まれ持った性格が原因なのか、どちらだと思う？」すると祖父は、「やはり育てた人達や、周りの影響が大きいと思うよ。」と答えてくれました。

罪を犯した未成年者は、個人を特定する情報を公開されません。なぜなら、犯罪へ向かうのは周囲の人達の影響に

よるものが大きいので、本人はまだ更生出来る余地があり、新たな人生を送ることが十分可能だという考えがあるからだと思います。

「少年院から出た子は絶対に立ち直るのは無理との前提があったら、そもそも更生できないよ。少年院を出る時には、もう犯罪には手を染めない、という固い決意のもと社会に復帰する子が多くいるんだよ。だから更生へとサポートする努力は大切なんだよ。」と祖父は話してくれました。

それに対して、被害者に関しては、その意思に関係なくテレビや雑誌に名前や顔写真が載せられるなど、個人情報公開されるケースが多くあります。場合によっては、様々なうわさに傷付き、住む所を離れる人もいます。これを知った時、被害者の人権よりも加害者の人権の方が守られているような気がして、割り切れないものを感じました。

私は被害者側の人権保護はこのままで良いのか、と祖父に聞いてみました。すると祖父は、それについては、国や様々な人権擁護団体が取り組んでいるものの、まだまだ道半ばだということとを教えてくださいました。犯罪の被害に

あったというだけでも大変なのに、その上プライバシーを侵害される苦しみを味わうなんて、ひどすぎると思いました。

「加害者の人権」と言うけれども、果たして必要なかという気持ちがあります。なぜなら、加害者は犯罪によって被害者の人権を侵していると思うからです。私は、被害者にこんなにひどい思いをさせた少年達が、どんな罰を受けるのか知りたくなりました。

そこで、犯罪を犯した未成年者に適用される少年法について調べてみることにしました。少年法とは、十四才以上二十才未満の子供が法律に違反するような悪いことをした場合に適用される法律のことです。それは、少年の健全な育成を目的としたものだということが分かりました。

今まで私は、少年法という法律の内容について、全く知りませんでした。悪いことをした子供は、家庭裁判所で裁かれた後、全員少年院に送られるのだと思っていました。しかし実際には、犯罪を犯した少年の約0.2パーセントしか少年院に送られていないことを知り、びっくりしました。他の子供は、保護観察処分になったり、児童自立支援

人権週間の行事

人権啓発パネル展

【日時】12月1日(月)～12日(金)午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く。2日(火)・9日(火)は午後7時まで)

【会場】区役所本庁舎1階ロビー

【内容】人権啓発パネル、人権作文、子どもたちが育てた人権の花の報告パネルほか

【問合せ】総務課総務係へ。



夜間人権ホットライン (夜間電話相談)

弁護士が電話で相談をお受けします。個人の秘密は厳守します。

●区主催 ☎(5273)3648

【日時】12月9日(火)午後5時30分～7時(相談は1人15分程度)

【問合せ】総務課総務係へ。

●東京都人権啓発センター主催

☎(5824)9495・9496

【日時】12月4日(木)午後5時～8時(相談は1人10分程度)

【問合せ】同センター☎(3871)0212または☎(3876)5373へ。

講演と映画の集い

●東村山市で開催

【日時】12月13日(土)午後1時30分～4時50分(午後1時開場)

【内容】▶講演「スポーツを通じた国際交流～国籍を乗り越えて」(宮澤ミシェル/サッカー解説者・元Jリーガー)、▶映画「ふたたびswing me again」(1時間51分・字幕付き)、▶パネル展示ほか

【会場・申込み】当日直接、東村山市立中央公民館(東村山市本町2-33-2)へ。先着435名。

●葛飾区で開催

【日時】12月17日(水)午後1時30分～5時15分(午後1時開場)

【内容】▶講演「人生は8合目からがおもしろい」(田部井淳子/登山家)、▶映画「グオさんの仮装大賞」(1時間44分・字幕付き)、▶パネル展示ほか

【会場・申込み】当日直接、かつしかシンフォニーヒルズ(葛飾区立石6-33-1)へ。先着770名。

【問合せ】東京都人権部人権施策推進課☎(5388)2588・☎(5388)1266へ。手話通訳・要約筆記、託児(12月5日(金)までに要予約)あり。

東京法務局・東京人権擁護委員協議会 人権身の上相談所を開設

【日時】12月7日(日)午前10時15分～午後4時(受け付けは午後3時まで)

【相談内容】近隣関係、プライバシー侵害、DV、セクシュアルハラスメント、いじめ、体罰、不登校ほか

【会場・申込み】当日直接、西武百貨店池袋本店7階「行政・法律・くらしの相談コーナー」(豊島区南池袋1-28-1)へ。

【問合せ】東京法務局人権擁護部第三課☎(5213)1234へ。

施設に入ったりすることになるそうです。その反面、少年も死刑になる可能性があることを知り、更に驚きました。

実際に四人もの人を殺害した少年が死刑の判決を受けたという事件がありました。以前の私だったら、子供でも悪は悪だと考えていたので、この罰に納得していたと思います。しかし、この死刑になった少年を含め、罪を犯した少年の多くが、自分では選べない過酷な生活環境で育ったことを知り、少し考えが変わりました。

「罪を憎んで人を憎まず」という言葉を聞いたことがあります。もちろん、子供を殺された親に加害者を憎むなど言っても酷だと思います。また、加害少年の更生なんか望まないという被害者がいるのも理解できます。しかし、社会全体が受け入れずに排除してしまうと、非行が繰り返されるという悪循環が起こり、更なる被害者が出てしまうことにつながると思います。

今回、少年犯罪について色々調べたことで、今まで必要ないと思っていた加害者の人権も大切なのだということが分かりました。また、被害者の人権擁護の活動がもっと進んでいけばいいと強く望みました。